

○栃木市移住支援補助金交付要綱

令和元年8月27日

告示第108号

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市移住支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住して就業、起業等をした者の移住及び定住に要した経費の一部を補助することにより、市内への移住及び定住を促進するとともに中小企業の活性化を図ることを目的とする。

(令3告示236・一部改正)

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、東京圏から市内に住民票を移し、生活の本拠を市内としている者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 移住して就業した場合 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たす者

ア 一般の場合 栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱（平成31年4月23日付け地振第16号。以下「実施要綱」という。）第4に規定する移住等に関する要件及び就職に関する要件（一般の場合）

イ 専門人材の場合 実施要綱第4に規定する移住等に関する要件及び就職に関する要件（専門人材の場合）

(2) 移住してテレワークを行う場合 実施要綱第4に規定する移住等に関する要件及びテレワークに関する要件を満たす者

(3) 移住して起業した場合 実施要綱第4に規定する移住等に関する要件及び起業に関する要件を満たす者。ただし、栃木県知事が交付する栃木県地域課題解決型創業支援補助金の交付決定を受けた日から1年以内とする。

(4) 移住して就農した場合又は移住して就農する場合 実施要綱第4に規定する移住等に関する要件を満たし、かつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた者又は当該計画の認定を受けることが確実である者

2 交付対象者が、2人以上の世帯に属する場合にあっては、当該交付対象者の世帯員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内への移住前において、交付対象者と同一の世帯に属していたこと。

- (2) 補助金の交付申請時において、交付対象者と同一の世帯に属していること。
- (3) 実施要綱第4に規定する移住等に関する要件のうち移住先に関する要件及びその他の要件を満たすこと。

(令3告示236・令7告示291・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象者が2人以上の世帯に属する場合にあっては100万円、単身世帯の場合にあっては60万円とする。

2 交付対象者が18歳未満の世帯員を帯同して市内に移住した場合にあっては、当該18歳未満の世帯員1人につき100万円を補助金の額に加算する。

(令4告示242・令5告示180・一部改正)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、本市に住所を定めた日から1年以内に栃木市移住支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金申請に関する誓約書及び同意書(別記様式第2号)
- (2) 実施要綱第4に規定する移住元に関する要件を満たすことを証する書類として別表第1の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる書類
- (3) 実施要綱第4に規定する就業に関する要件、テレワークに関する要件若しくは起業に関する要件に該当することを証する書類又は第3条第1項第4号に規定する者(以下「関係人口」という。)であることを証する書類として別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる書類
- (4) 本人であることを確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令3告示236・令6告示63・令7告示291・一部改正)

(補助金の請求)

第6条 規則第9条の規定により提出する書類は、交付決定通知書の写しとする。

(実績報告の省略)

第7条 規則第10条に定める補助事業等実績報告書については、提出を要しない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還させるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請をした場合
 - イ 補助金の交付申請日から3年未満の期間において市外に転出した場合
 - ウ 就業の場合にあっては、補助金の交付申請日から1年以内に補助金交付申請時の要件を満たす

職を辞した場合

エ 起業の場合にあつては、栃木県地域課題解決型創業支援補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 補助金の交付を受けた者が補助金の交付申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合

(令7告示291・一部改正)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月23日以後に東京圏から市内に移住して就業又は起業した者について適用する。

(令3告示236・旧附則・一部改正)

(告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(令3告示236・追加、令7告示86・一部改正)

(告示の失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の日の前日までに、補助金の交付申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

(令3告示236・追加)

附 則 (令和2年告示第125号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の栃木市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和元年12月20日以後に東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者について適用し、同日前に東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年告示第236号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の栃木市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和2年12月22日以後に東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者について適用し、同日前に東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者については、な

お従前の例による。

附 則（令和４年告示第２４２号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の栃木市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和４年４月１日以後に東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者について適用し、同日前に東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和５年告示第１８０号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の栃木市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日以後に東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者について適用し、同日前に東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和６年告示第６３号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の栃木市移住支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者について適用し、同日前に東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和７年告示第８６号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年告示第２９１号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の栃木市移住支援補助金交付要綱第３条第１項第４号、第５条第３号、別表第１、別表第２、別記様式第１号、別記様式第３号及び別記様式第４号の規定は、令和７年４月１日以後に東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者について適

用し、同日前に東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から市内に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和８年告示第２２８号）

（施行期日）

１ この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この告示による改正後の栃木市移住支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金について適用し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第１（第５条関係）

（令２告示１２５・一部改正、令３告示２３６・旧別表・一部改正、令７告示２９１・一部改正）

区分		添付書類
東京２３区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたことを証する書類		移住前の住民票の除票その他移住前の住所地及びその在住期間を確認できる書類（２人以上の世帯にあっては、世帯員全員分の移住前の住所地を確認できる書類）
東京２３区内への通勤をして いたことを証する書類	法人経営者の場合	(1) 移住前の住民票の除票その他移住前の住所地及びその在住期間を確認できる書類（２人以上の世帯にあっては、世帯員全員分の移住前の住所地を確認できる書類） (2) 法人登記簿その他移住前の在勤地及びその就業期間を確認できる書類
	個人事業主の場合	(1) 移住前の住民票の除票その他移住前の住所地及びその在住期間を確認できる書類（２人以上の世帯にあっては、世帯員全員分の移住前の住所地を確認できる書類） (2) 開業届出済証明書その他移住前の在勤地及びその就業期間を確認できる書類
	上記以外の場合	(1) 移住前の住民票の除票その他移住前の住所地及びその在住期間を確認できる書類（２人以上の世帯にあっては、世帯員全員分の移住前の住所地を確認できる書類） (2) 就業証明書その他移住前の勤務地及びその就業

		期間を確認できる書類 (3) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
--	--	---

備考

- この表において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）並びに平成22年国勢調査の結果による人口及び令和2年国勢調査の結果による人口を用いて算定した人口減少率が10パーセント以上の市町村をいう。
- 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者が、当該通学期間も移住元に関する要件を満たす期間として算入しようとする場合は、卒業証明書、成績証明書その他の当該大学等への在学期間を確認できる書類を添付すること。

別表第2（第5条関係）

（令3告示236・追加、令7告示291・令8告示228・一部改正）

区分		添付書類
就業に関する要件に該当することを証する書類		就業証明書（栃木市移住支援補助金交付申請書用（就業））（別記様式第3号）
テレワークに関する要件に該当することを証する書類	個人事業主の場合	(1) 就業証明書（栃木市移住支援補助金交付申請書用（テレワーク））（別記様式第4号） (2) 業務委託契約書の写しその他テレワークにより移住前の業務を引き続き行うことが確認できる書類 (3) 開業届出済証明書又は直近の確定申告書の写し (4) 補助金の交付申請日の前3月におけるテレワークによる業務に伴う収入の額が確認できる書類
	個人事業主以外の場合	就業証明書（栃木市移住支援補助金交付申請書用（テレワーク））
起業に関する要件に該当することを証する書類		栃木県地域課題解決型創業支援補助金の交付決定通知書の写し
関係人口であることを証する書類		農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規

定する青年等就農計画認定書の写し又は当該認定書の交付を受けることが確実であると確認できる書類の写し

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

栃木市移住支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

次のとおり、栃木市移住支援補助金の交付を受けたいので申請します。

申請者	住所			
	氏名			
	電話番号		生年月日	年 月 日
移住前の住所				
世帯の状況		単身世帯・複数世帯		
		複数世帯の場合、同時に移住した世帯員の人数 （申請者を除く。）		
		人		
		上記世帯員の人数のうち 18 歳未満の者の人数		
		人		
補助金の種類		就業（一般）・就業（専門人材）・テレワーク・起業・関係人口		
確認事項				

- ・東京 23 区への在勤履歴（東京 23 区への在勤者に該当する場合のみ記載すること。）

期間	就業先	就業地

- ・移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載すること。）

勤務先部署	
所在地	
勤務先へ行く頻度	週 月 年 回程度・行くことはない・その他（ ）

別記様式第2号（第5条関係）

補助金申請に関する誓約書及び同意書

1 誓約事項

- (1) 栃木市移住支援補助金の交付を申請するに当たり、申請日から5年以上栃木市に定住することを誓約します。
- (2) 栃木市移住支援補助金に関し、栃木県又は市から報告を求められた場合は、応じることを誓約します。
- (3) 栃木市移住支援補助金交付要綱第8条に基づく補助金の返還事由に該当する場合、速やかに同条に基づく金額を返還することを誓約します。

2 同意事項

- (1) 本申請事項確認のため、市が私の税務情報及び住民登録情報を調査することについて同意します。
- (2) 私が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者であるか否かを確認するために、栃木県栃木警察署長に意見を聴くことについて同意します。
- (3) 私の個人情報について、栃木県及び市が、他の都道府県における移住支援金交付事業の円滑な実施又は国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することについて同意します。

年 月 日

（宛先）栃木市長

申請者 住所

氏名

（自署しない場合は、記名押印してください。）

別記様式第3号（第5条関係）

就業証明書(栃木市移住支援補助金交付申請書用(就業))

年 月 日

(宛先) 栃木市長

次のとおり、相違ないことを証明します。

なお、栃木県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、栃木県又は市の求めに応じ提供することについて、勤務者の同意を得ています。

事業者	所在地			
	名称及び 代表者氏名	㊟		
	担当者氏名		電話番号	
勤務者	住所			
	氏名			
	勤務先 所在地			
	勤務先 電話番号			
	就業年月日			
	求人応募受 付年月日			
	雇用形態	週20時間以上の無期雇用		
	専門人材の 場合	目的達成後に離職することが前提ではない。 ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マ ッチング事業		

別記様式第 4 号（第 5 条関係）

就業証明書（栃木市移住支援補助金交付申請書用（テレワーク））

年 月 日

（宛先）栃木市長

次のとおり、相違ないことを証明します。

なお、栃木県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、栃木県又は市の求めに応じ提供することについて、勤務者の同意を得ています。

事業者	所在地			
	名称及び 代表者氏名	㊟		
	担当者氏名		電話番号	
勤務者	住所(移住前)			
	住所(移住後)			
	氏名			
	勤務先部署 所在地			
	勤務先部署 電話番号			
	移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。		
	テレワーク 実施状況	恒常的に通勤せず、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施している。		
	テレワーク 交付金	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業による資金提供をしていない。		

別記様式第1号（第5条関係）

（令3告示236・令4告示242・令7告示291・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

（令3告示236・一部改正）

別記様式第3号（第5条関係）

（令3告示236・令7告示291・一部改正）

別記様式第4号（第5条関係）

（令3告示236・追加、令5告示180・令7告示291・令8告示228・一部改正）